

板橋区障がい者計画 2023 及び障がい福祉計画（第6期）・ 障がい児福祉計画（第2期）の素案について

1 策定の背景・目的について（本編1ページ）

区は、平成28年3月に、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながる いたばし保健福祉プラン 2025」（以下「地域保健福祉計画」）を策定した。地域保健福祉計画は、保健・福祉分野における基礎的な計画として、法定の「老人福祉計画」や「障がい者計画」を包含し、分野別の将来像、基本目標を掲げ、関連施策を推進してきた。

その後、社会福祉法が平成29年5月に改正され、地域保健福祉計画は、各福祉分野における共通事項を定めた上位計画として位置付けることとされたことから、地域共生社会の実現に向けて平成31年1月に改定されている。

今般、「板橋区障がい福祉計画（第5期）」・「板橋区障がい児福祉計画（第1期）」（以下、「現障がい福祉計画等」という）の計画期間が令和2年度をもって終了することから、令和3年度からの新たな計画を策定するにあたり、区の障がい者福祉の基本方針を定める「障がい者計画」を併せて策定する。

2 板橋区障がい者計画 2023 及び障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）の素案について

令和2年8月の健康福祉委員会に報告した計画の骨子案をもとに、庁内での協議に加え、外部検討組織である「板橋区障がい福祉計画等策定委員会」のほか、地域の障がい福祉に関する仕組みづくりを中核的に担う「板橋区自立支援協議会」の意見を踏まえ、本計画の素案を作成した。

素案では、骨子案で示した第1部の「総論」から第2部の「板橋区障がい者計画 2023」に加え、「第3部 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）」（以下、「次期障がい福祉計画等」という）を新たに追加している。

3 板橋区障がい者計画 2023 について

（1）基本理念について（本編16ページ）

障がい者計画の上位計画である地域保健福祉計画において示す地域共生社会の構築のほか、改定前の地域保健福祉計画に掲げる障がい者（児）分野の将来像、現障がい福祉計画等の基本目標を踏まえ、本計画の基本理念を以下のとおりとする。

「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」

（2）基本目標について（本編 16～17 ページ）

基本理念を具現化するために、次の3つの基本目標を設定し、基本目標に基づく障がい者施策の展開を図っていく。

- 【基本目標1】 自分らしく生き生きとくらせるまち
- 【基本目標2】 安心して地域で暮らし続けられるまち
- 【基本目標3】 つながり、ともに支え合うまち

（3）重点項目について（本編 25～28 ページ）

板橋区障がい者計画 2023 においては、地域保健福祉計画における重点施策や、現障がい福祉計画等における事業の進捗状況を踏まえた課題のほか、板橋区障がい者実態調査の結果や板橋区地域自立支援協議会などの意見及び障がい福祉計画などの策定に係る国の基本指針などを踏まえ、次の項目を重点項目と位置付け、取り組みを進めていく。

- 重点項目1 相談支援体制の充実（基本目標1）
- 重点項目2 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実（基本目標1）
- 重点項目3 地域生活支援拠点等の整備（基本目標2）
- 重点項目4 障がいのある人の就労の拡充（基本目標2）
- 重点項目5 障がい者差別の解消及び権利擁護の促進（基本目標3）

（4）計画事業について（本編 18～24 ページ、29～52 ページ）

計画事業については、地域保健福祉計画や現障がい福祉計画等において着実な成果を上げるなど、今後とも継続的に取り組んでいく事業のほか、今回明らかになった課題の解決に寄与する事業などを選定している。

なお、障がい者計画 2023 においては、63 の新規掲載事業を含めた全 130 事業を位置づける予定である。

4 障がい福祉計画（第6期）について

（1）計画の位置付け（本編 53 ページ）

障がい福祉計画（第6期）は、障害者総合支援法第88条に基づく、令和3年度から令和5年度までを期間とする区の障害福祉計画である。

（2）令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策（本編 53～55 ページ）

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定める。

① 障がい福祉計画（第6期）における計画目標

項目	国の基本指針	目標
福祉施設入所者の地域生活への移行	施設入所から地域移行者	24名以上
	施設入所者数	7名以上削減
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進	協議の場を活用した検討・整備
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の確保・充実	地域生活支援拠点等の確保・充実に向けた検証・検討
福祉施設から一般就労への移行等	一般就労移行者	108名以上 ・移行支援：90名以上 ・就労A型：4名以上 ・就労B型：14名以上
	一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者	76名以上
	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	5事業所以上
相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制の充実・強化等	実施
障がい福祉サービス等の質の向上	障がい福祉サービス等の質の向上	実施

② 障がい福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策（本編 56～75ページ）

障がい福祉サービス 32 事業、地域生活支援事業のうち必須事業 7 事業、板橋区の取り組む任意事業 4 事業の合計 32 事業について、必要となるサービス見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組んでいく。

5 障がい児福祉計画（第2期）について

（1）計画の位置付け（本編 76 ページ）

障がい児福祉計画（第2期）は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく、令和 3 年度から令和 5 年度までを期間とする区の障害児福祉計画である。

（2）令和 5 年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策（本編 76～78 ページ）

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定める。

① 障がい児福祉計画（第2期）における計画目標

項目	国の基本指針	目標
障がい児支援の提供体制の確保	児童発達支援センターの設置	2か所以上 (現状維持及び充実)
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施 (現状維持及び充実)
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	実施 (現状の維持・充実)
	医療的ケア児支援の協議の場の設置	実施
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施

② 障がい児向けサービスの必要量の見込みと確保のための方策（本編 78～82 ページ）

障がい児向けサービス6事業について、必要となるサービス見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組んでいく。

6 今後の策定スケジュール

時期	会議名	備考
令和2年10月20日	地域保健福祉計画推進本部（庁議）	素案決定
11月10日	健康福祉委員会	素案報告
11月中旬～12月上旬	パブリックコメントの実施	
12月頃	東京都との調整	
令和3年1月上旬	地域保健福祉計画推進本部部会	
1月上旬	地域保健福祉計画推進本部幹事会	
1月中旬	障がい福祉計画等策定委員会	
1月下旬	自立支援協議会	
1月下旬	地域保健福祉計画推進本部（庁議）	原案決定
2月中旬	健康福祉委員会	原案報告・策定